

1. 件名:「日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請に係る面談」

2. 日時: 令和2年1月22日(水) 15:30~17:00

3. 場所: 原子力規制庁10階試験炉班横会議卓

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他1名

5. 要旨

(1) 日本核燃料開発株式会社(以下「NFD」という。)から、令和元年11月28日付けで提出のあった核燃料物質使用変更許可申請及び令和元年12月20日付けで提出のあった保安規定の変更認可申請の一部補正について、以下の説明を受けた。

- 使用変更許可申請の申請内容のうち、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)の燃料デブリの受入れに関する申請内容を削除した一部補正を提出する予定である。
- 一部補正の理由として、1F 燃料デブリのサンプリング計画が当初の予定より遅延しており、NFD で試料を受け入れる見通しが立たないこと、ウラン燃料研究棟で来年度から始める業務があるため、ウラン燃料研究棟に係る申請内容に注力し、年度内に許可を得たいためである。
- その他、一部補正の内容として、前回の面談時にコメントがあった気体加圧型内圧負荷装置の図の追加、放射線業務従事者に対する被ばく線量管理の考え方の追記等を予定している。
- 安全対策書における臨界事故の想定削除について、前回面談時のコメントを踏まえ、社内での検討に時間を要するため、変更内容から削除する。
- 保安規定については、試料用保管庫の巡視・点検項目への追加に関して、現在検討中である。使用変更の件と合わせて、また後日に相談したい。

(2) 原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

- 使用変更許可申請について、一部補正の提出を予定していることは承知したが、申請内容の一部削除によって、希望する時期までの許可処分を確約できるものではない。
- 放射線業務従事者に対する被ばく線量評価については、線量評価の際の作業時間と実態の作業時間とが大きく乖離しているように思われるため、実態に則した評価を検討すべき。

(3) NFDから、原子力規制庁からの指摘を踏まえて適切に対応する旨の発言があった。

6. 配布資料

なし